

実効性、効率性及び利便性を高める方策

(特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方、時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方、簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等)

令和3年6月17日

消費者庁

目次

特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方	3
時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方	7
簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等	22
その他	28

特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方

第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項

基本的な方向性

- 事業者の行為等に関する資料(情報)や事業者の財産情報の取得手段について、事業者の営業秘密や個人情報の保護等とのバランスを考慮しつつ、他の法制度との整合性を踏まえた検討を行うべき

検討事項

- ① 事業者の行為等に関する資料(情報)の取得手段について、どのように考えるか
- ② 事業者の財産情報の取得手段について、どのように考えるか

検討事項① 事業者の行為等に関する資料(情報)

検討事項①

事業者の行為等に関する資料(情報)の取得手段について、どのように考えるか

検討のポイント

- 資料(情報)の取得手段として想定されるものとしてどのようなものが考えられるか
(例)・行政処分等について、行政庁が作成した書類等の提供
・適格消費者団体が、事業者に対して差止請求を行った場合の記録の提供(訴訟記録を含む)
- 新たに検討する資料(情報)の取得手段について、その必要性や許容性をどう考えるか
必要性: 既存の情報取得手段では足りない点、情報が必要な時期 等
許容性: 事業者の営業秘密や個人情報の保護等とのバランス、他の法制度との整合性 等

【関係する主な意見】

- 事業者の責任根拠事実の取得手段としては、特商法・預託法改正法案に期待。同様の規定を景表法にも設けるべき。さらに行政機関全般が保有する情報に広げられないか検討するべき
- 共通義務の存否にかかわる情報については、他の訴訟案件等で既に明らかになっている情報があれば、積極的に開示、活用できるような方策も整備していただければ
- 行政処分の根拠となる情報が提供できるようになるとすれば行政処分前の調査段階で事業者が行政庁に情報提供するインセンティブが減殺されることにならないか

検討事項② 事業者の財産情報

検討事項②

事業者の財産情報の取得手段について、どのように考えるか

検討のポイント

- 情報の取得手段として想定されるものとしてどのようなものが考えられるか
- 新たに検討する情報の取得手段について、その必要性や許容性をどう考えるか
 - 必要性: 既存の情報取得手段では足りない点、情報が必要な時期 等
 - 許容性: 事業者の営業秘密や個人情報の保護等とのバランス、他の法制度との整合性 等

【関係する主な意見】

- 事業者の財産に関する情報は一段階目提訴前に提供を求めることは難しいだろうが、二段階目開始後に財産開示手続を利用できるようにし、財産がなければ二段階目の手続きを中止できるようにすべき
- 事業者の財産情報の開示は悪質事業者には効果がなく、まっとうな事業者にとっては営業秘密情報まで開示対象になることへの懸念がある。個人情報保護や営業秘密保護とのバランスを考えることが不可欠。消費者の中には自身の個人情報を団体に知られたくない人もいるのでは
- 被告の資力がない場合に判決が絵に描いた餅になるということはこの制度特有の問題ではないが、一般的に債務名義確定前に財産開示請求を認めていない

時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方

第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項

基本的な方向性

対象債権の消滅時効との関係で、消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合につき検討を進めるべき

検討事項

- ① 消費者の権利行使の機会を確保すべき場合として、どのような場合が考えられるか
- ② 消費者の権利行使の機会を確保する方策について、どのように考えるか

(参考)時効の完成猶予・更新に関する特例法上の規律の概要

基本的な考え方

- 団体が共通義務確認訴訟を提起したとしても、それ自体は、消費者にとって時効の完成猶予又は更新の事由とならない
- ① 一段階目の手続が提起された場合、事業者としては、対象債権が後に請求がされることが認識できるとともに、② 簡易確定手続開始決定の申立期間や届出期間が定まっている以上、いつまでも時効の完成猶予等の可能性が残るとはいえず、過重な不利益を生じさせるといこともない
 - ⇒制度の実効性を確保する観点から、消滅時効の特則を設けた
- 特例法上、一段階目の手続で勝訴した後の二段階目の手続において、対象消費者が加入し、団体による債権届出があったときは、一段階目の手続を提起した時にさかのぼって、裁判上の請求があったものとみなす
 - ⇒時効の完成猶予・更新の適用場面
- 消費者が加入しない場合は、完成猶予等の効果は生じない

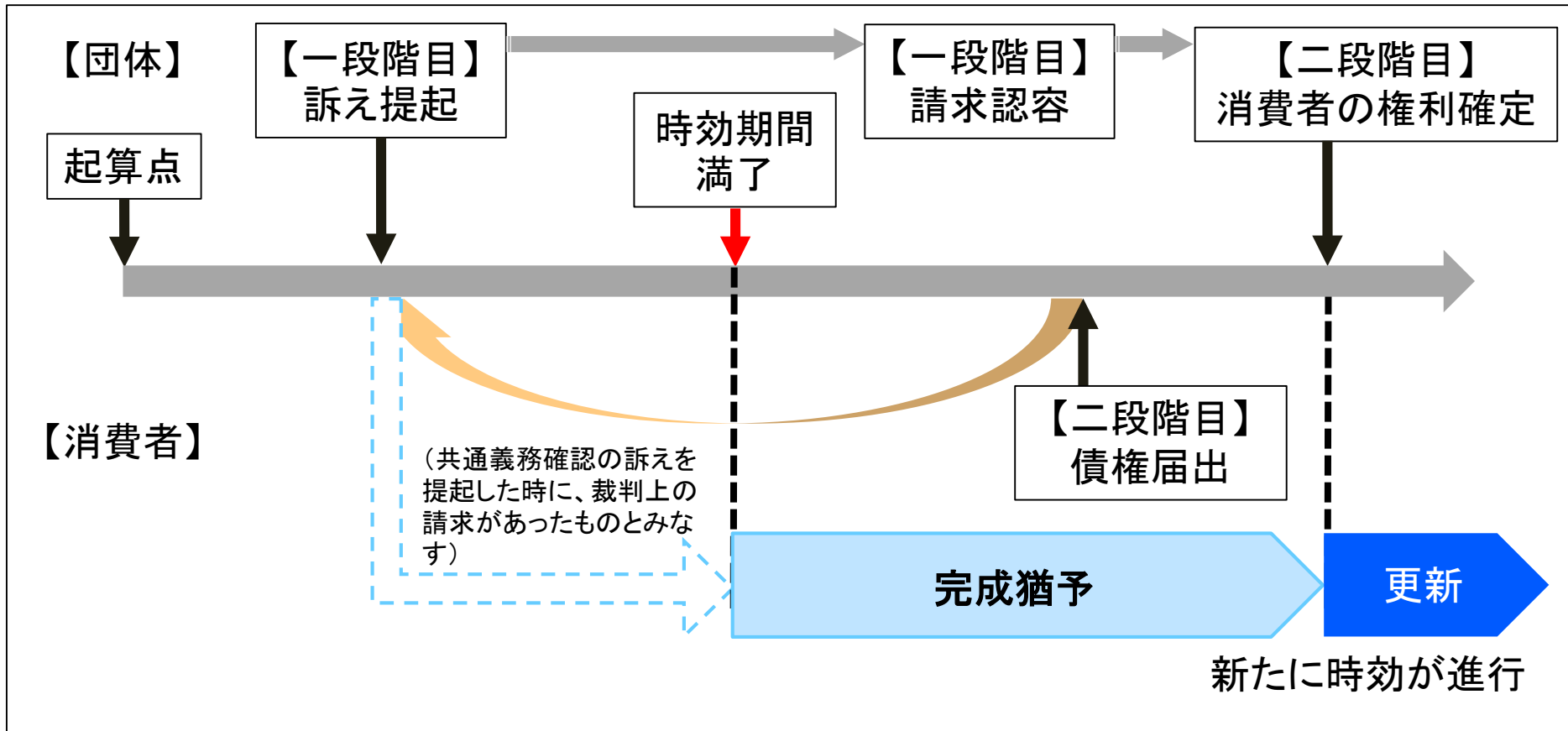
時効の完成猶予及び更新(第38条)

債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす

※立法当初は、「時効の中断に関しては」と規定していたが、民法改正に伴い、「時効の完成猶予及び更新に関しては」に改正

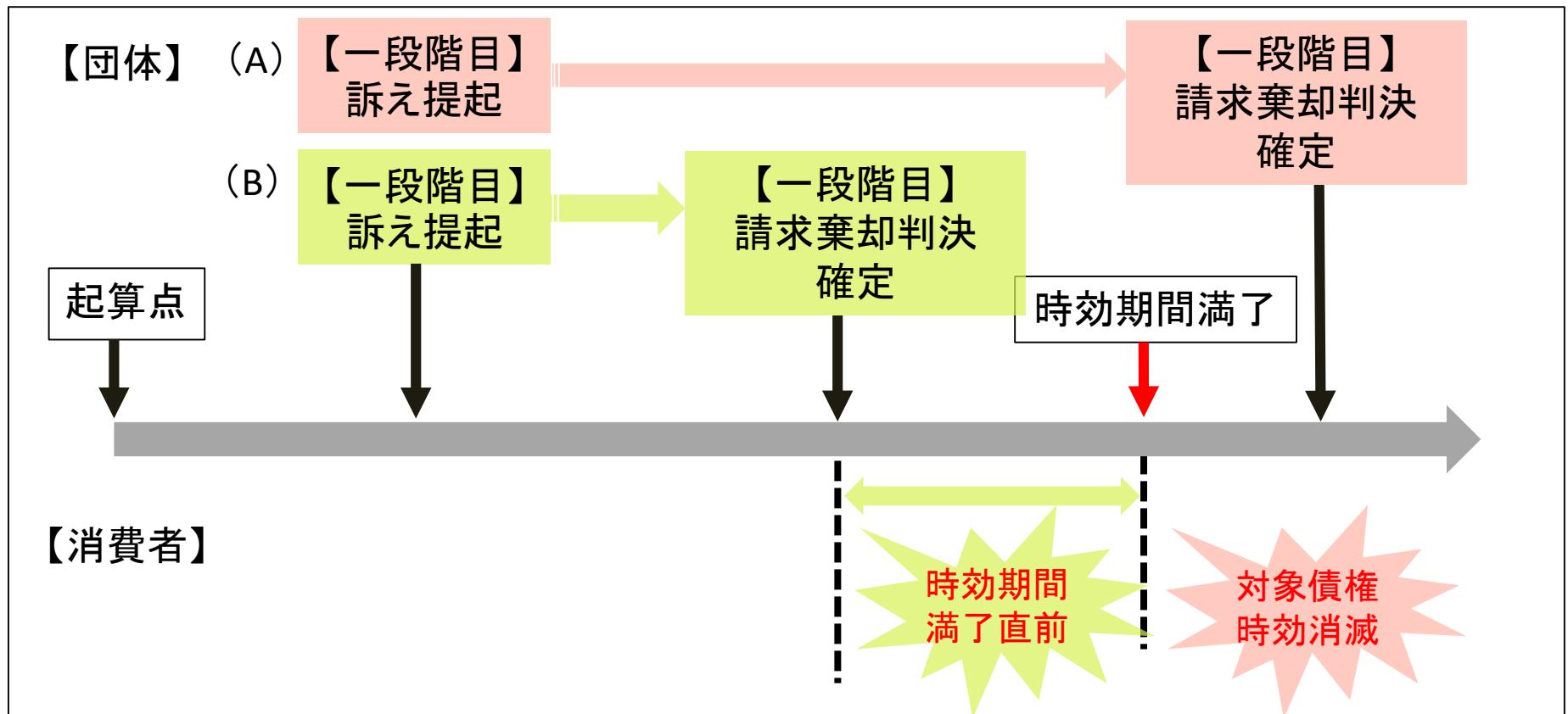
(参考)特例法上の規律のイメージ①

一段階目で請求認容判決後に、二段階目で消費者の対象債権が確定した場合



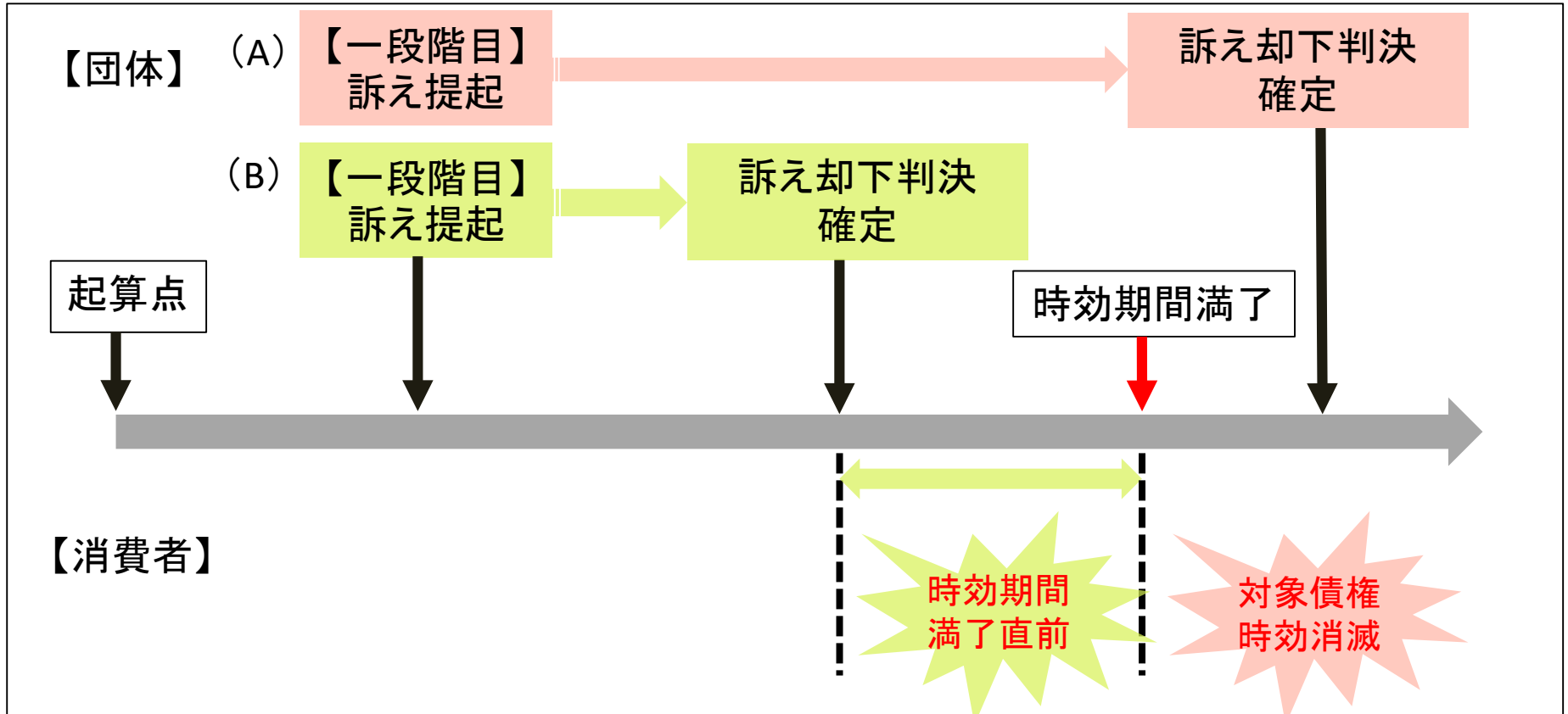
(参考) 特例法上の規律のイメージ②

一段階目で請求棄却判決時に消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合



(参考) 特例法上の規律のイメージ③

一段階目で訴え却下判決時に、消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合



共通義務確認訴訟において、訴え却下判決(訴えの適法要件を欠き、請求の当否につき判断しない場合の判決)が確定した場合

⇒ 共通義務の存否につき実体的判断がされないにもかかわらず、(A)既に時効期間が満了している場合や(B)時効期間満了直前の場合、消費者が個別訴訟を提起するための準備時間が十分でないまま時効消滅するおそれがある

検討事項① 消費者の権利行使を確保すべき場合(1)

検討事項①

消費者の権利行使の機会を確保すべき場合として、どのような場合が考えられるか

検討のポイント

- どのような場合に、権利行使の機会の確保が必要か
(例)・共通義務確認の訴えの却下・棄却・一部認容の判決の確定、取下げの場合
・共通義務確認訴訟における和解の場合
・簡易確定手続開始の申立ての免除・取下げの場合
- どのような権利の行使について、検討が必要か

【関係する主な意見】

- 却下ということであれば、集団的な行使はできないということで、個別的な権利行使が否定されたわけではないので、そのような場面で時効の完成猶予を認めるということは十分考えられる
- 第1段階の集団的な和解という場面でも、理念的には権利保障として1段階目の和解が柔軟化された場合におけるその和解内容に納得しない個別の対象消費者の権利行使の機会は、一応理念としては保護する必要がある
- 却下・取下げの場合に加えて、第2段階の申立義務の免除がもし認められるのであればその場合、あるいは一段階目の手続中での和解がされた場合、その和解に入っていない当事者の提訴といったこともやはり考えていくべきではないか
- 第2段階の申立義務の免除を認めるということになると、第1段階で共通義務の確認ができたけれども、第2段階が用意されないまま終わってしまうということもある。そうしたときに、個別行使ならばまだ期待もあり得るような財産状況という場面についても時効の完成猶予ということは考えておく必要が出てくるのではないか
- 一段階目の訴訟中に契約不適合責任の行使期間、消費者契約法の取消権の行使期間などが、経過してしまう場合がありうるどころ、これについて何らかの対応を考えるべきではないか

検討事項② 消費者の権利行使の機会を確保する方策

検討事項②

消費者の権利行使の機会を確保する方策について、どのように考えるか

検討のポイント

● 具体的にどのような方策が考えられるか

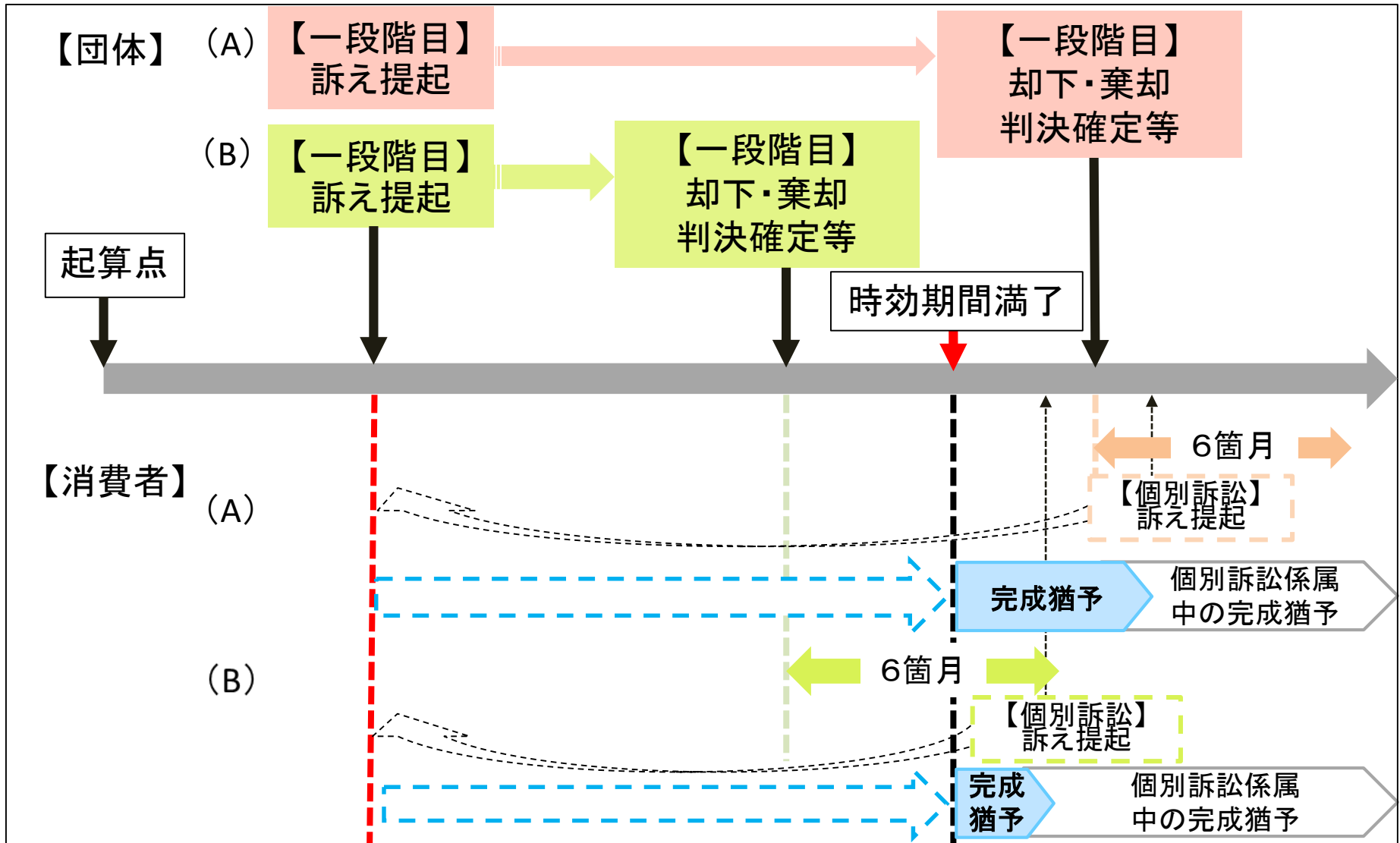
(例) 一段階目の手続が終了した時(または団体が二段階目の手続開始の申立てをしなかった場合における当該申立期間の満了時等のいずれか遅い方)から6箇月を経過する時点までに、消費者による訴えの提起があったときは、当該消費者の対象債権について、共通義務確認の訴えが提起された時に、時効の完成猶予事由としての当該消費者による裁判上の請求があったものとみなす旨の規律を追加する

【関係する主な意見】

- 消費者の権利行使については、もちろん個別の権利行使も形式的、理論的には可能ではあるものの、その実現がなかなか困難、期待が困難であるときにこの集団的な行使方法のルートが用意されている。もともと個別の権利行使が難しいという事情もあり、ましてや具体的にもその手続が開始しているのであれば、そちらの状況を見るべく個別の権利行使というものも少し控える、あるいは、それを注視するということが考えられ、それ自体は非常に正当な行動であるというふうに見える
- 時効障害を認めることは消費者の権利行使という点からの正当化のほか、事業者の証拠とか資料の保管の負担という点からしても、第1段階が進んでいてこういう紛争が起こっているという段階であるので、そこから一定期間、完成猶予などで延びることによって、その部分の利益が損なわれることはないのではないか
- 消滅時効については、事業者の予見可能性とも比較考量の上、検討すべき
- 平成29年改正民法に規定された「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」と類似の状況であり、個別の権利行使そのものをしていないわけではないのが、いわばその前段階で集団的な行使の可能性についての検討をオフィシャルにやっているという中であるにもかかわらず、個別の訴訟提起などをしないといけないのかというと、それはしなくても安心して集団的な行使の可能性を探るということをやっているのではないかということを実現するには、完成猶予が考えられるのではないか

検討事項② 方策例に基づくイメージ

一段階目で、例えば却下・棄却判決確定時に、消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合



(参考) 協議を行う旨の合意による完成猶予について(1)

平成29年改正民法によって、「協議を行う旨の合意」が時効の完成猶予事由として規定された(民法第151条)

趣旨: 改正前は、当事者が紛争の解決に向けて協議などを行っている場合であっても、時効期間の満了の間際になれば、権利者は、時効の完成を阻止するため、訴訟を提起せざるを得なかった。そのため、解決まで更に多くの手間がかかる結果となる場合もあり、当事者双方にとって不利益が生じかねない状況がみられた。そこで、紛争解決の柔軟性や当事者の利便性の観点から、新たな完成猶予事由が設けられた

効果: 当事者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面等によってされた場合には、下記のうちいずれか早い時までの間は、時効の完成が猶予される

- ① その合意があった時から一年を経過した時
- ② その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時

(参考) 協議を行う旨の合意による完成猶予について(2)

民法

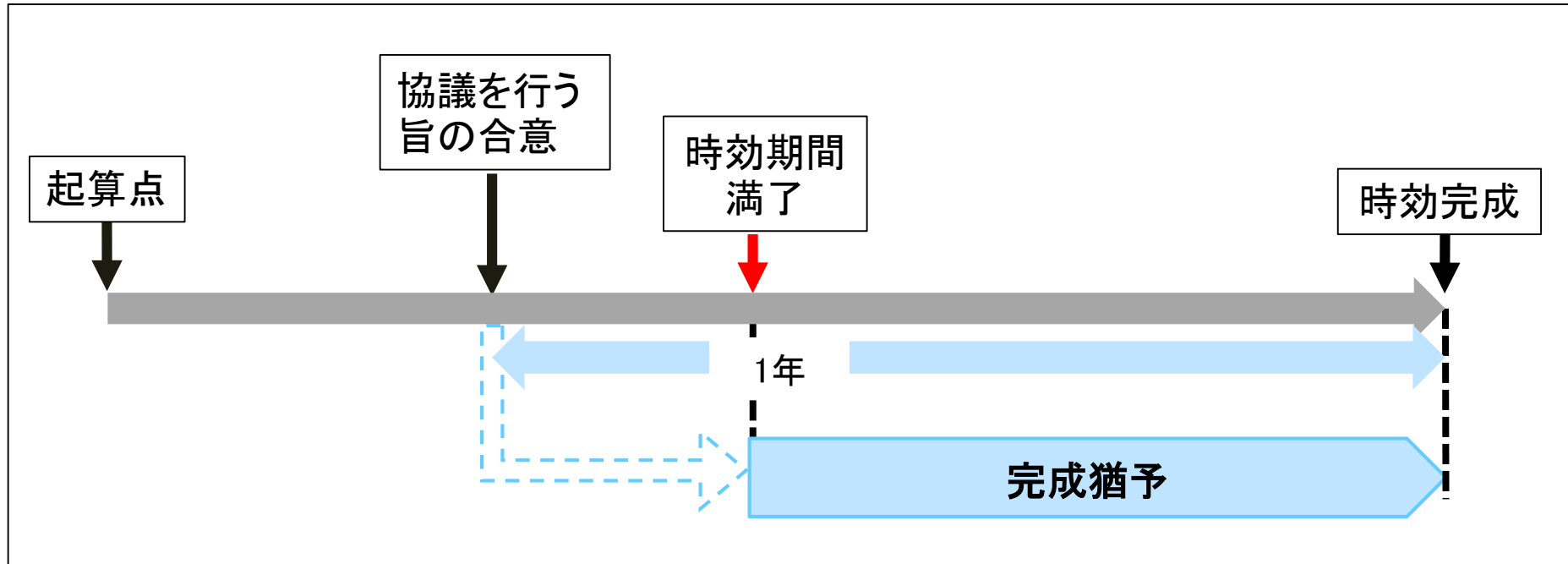
(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第一百五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から一年を経過した時
 - 二 その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
 - 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。
- 3～5 [略]

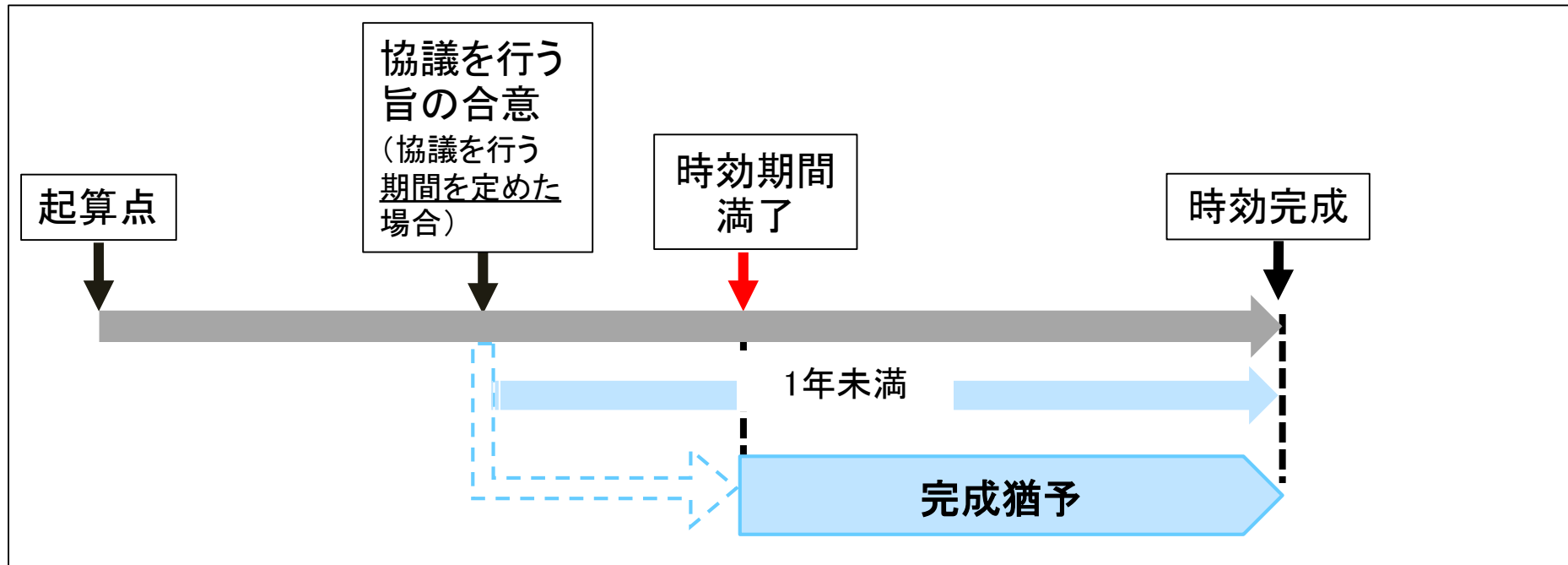
(参考)協議を行う旨の合意による完成猶予についてのイメージ①

① 合意があった時から1年を経過した時までの完成猶予



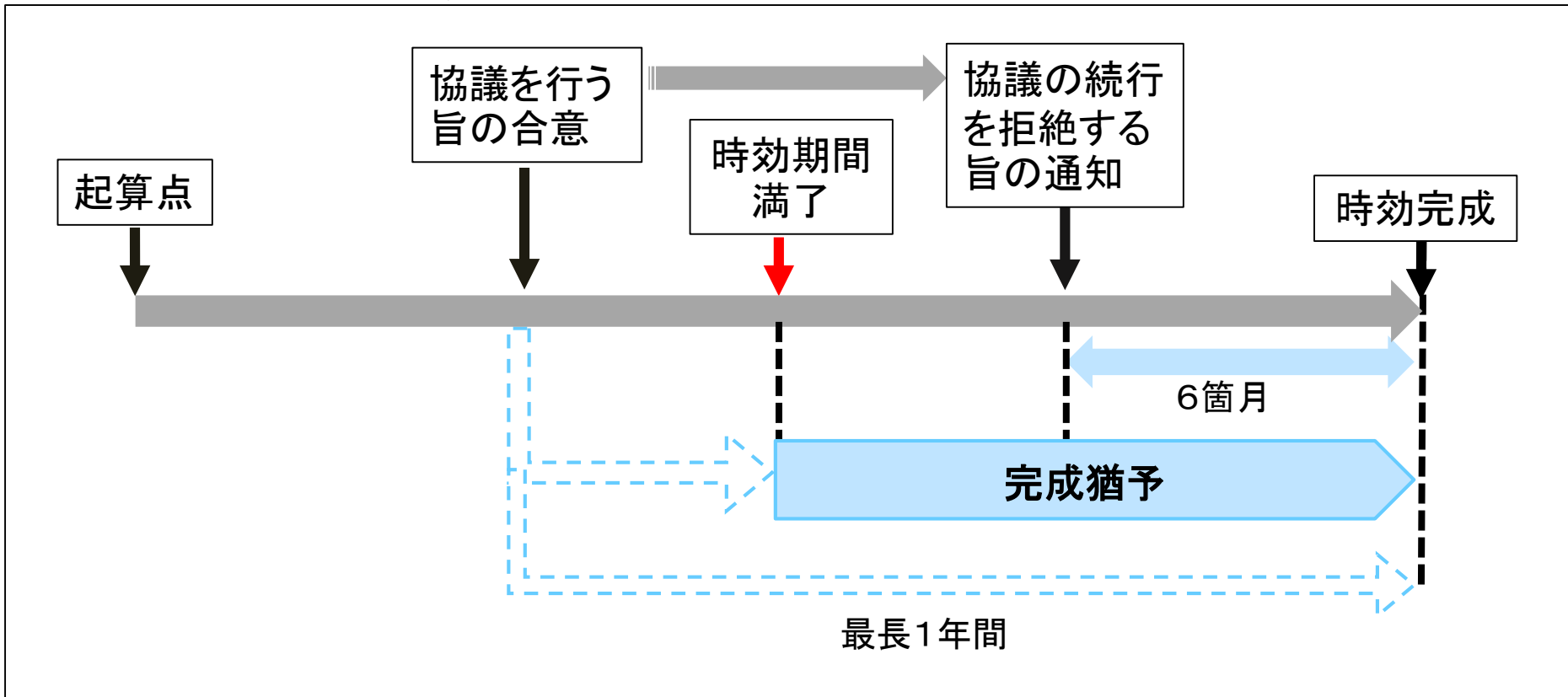
(参考) 協議を行う旨の合意による完成猶予についてのイメージ②

- ② 合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めるときは、その期間を経過した時までの完成猶予



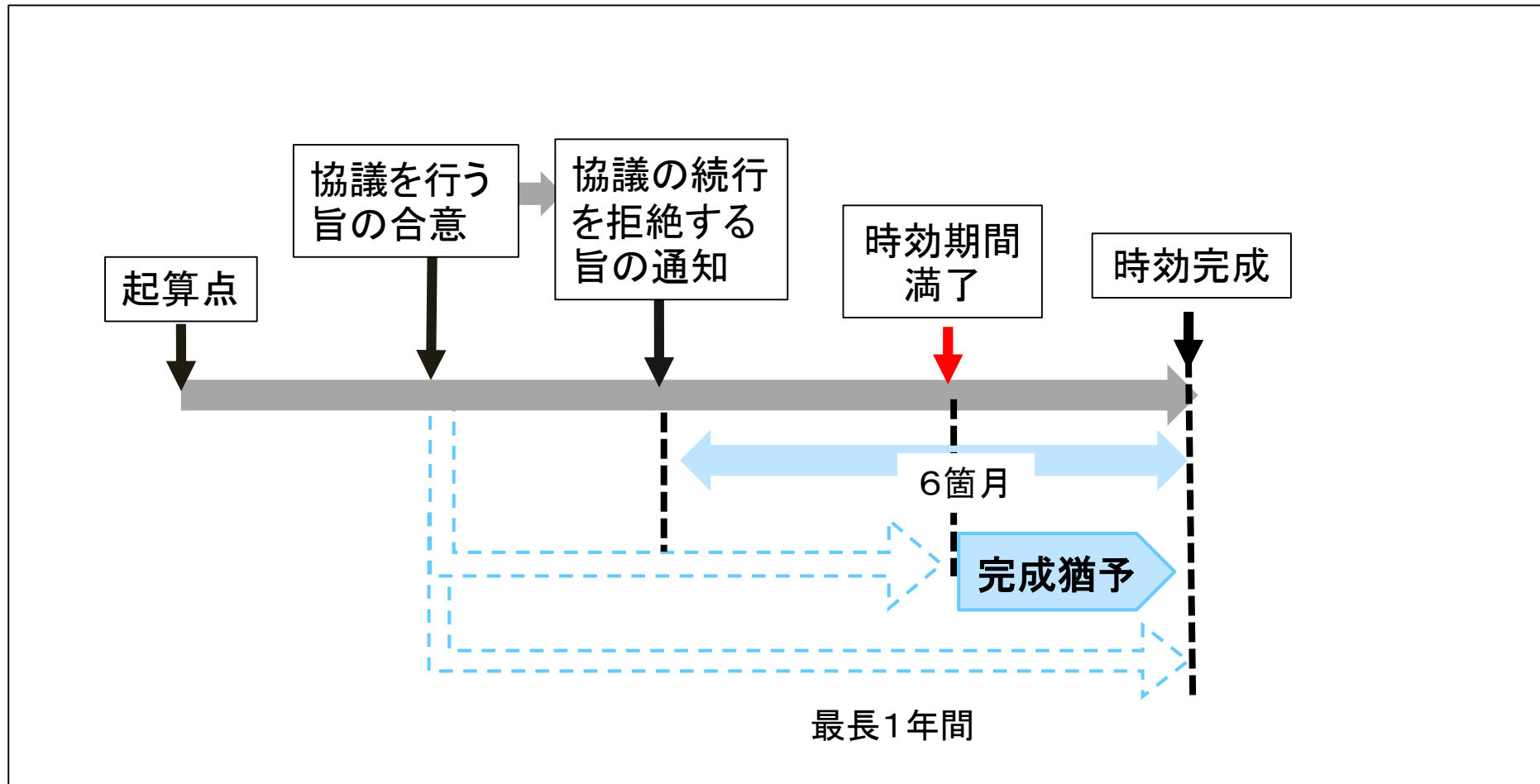
(参考) 協議を行う旨の合意による完成猶予についてのイメージ③

- ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時までの完成猶予(通知が時効期間満了後の場合)



(参考) 協議を行う旨の合意による完成猶予についてのイメージ④

- ④ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時までの完成猶予（通知が時効期間満了前の場合）



簡易確定手続開始の申立義務・通知義務 を免除する範囲等

第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項

基本的な方向性

- 二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合とその方策について、さらに検討を進める
- 申立期間を柔軟化することについて検討を進める

検討事項

- ① 二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合及びその方策について、具体的にどのように考えるか
- ② 申立期間について、どのように考えるべきか
- ③ ①の場合について、通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合においても同様に考えるべきか

検討事項① 二段階目の手続の開始・続行を不要とする場合と方策

検討事項①

二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合及びその方策について、具体的にどのように考えるか

検討のポイント

- 二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合について、具体的にどのように考えるか
 - (例)・事業者について破産手続開始決定がなされた場合
 - ・消費者が得られる回収額が消費者が負担することとなる費用を下回ることが客観的に明らかな場合
 - ・消費者全体の被害回復がなされたことが明らかな場合
- 二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する方策について、具体的にどのように考えるか
 - (例)・申立義務を免除する「正当な理由」を明確化する
 - ・申立ての取下げを柔軟に許容できるようにする

【関係する主な意見】

- 簡易確定手続を実施しても意味がない場合に、団体に申立てを義務付けるのは適当ではないが、他方で、申立義務を免除する範囲を広げた場合に、それに該当するかの判断を全面的に団体に委ねてよいかについては、慎重に検討する必要がある。特に、客観的に見て明らかな場合を超えて、団体による一定の評価が必要となると、荷が重く、二段階目の申立てと取下げを同時に裁判所に提出し裁判所が判断することとしてはどうか。時効完成猶予の起点も明確になる
- 正当な理由については、例えば事業者が破産している場合については、正当な理由として申立義務を免除すべき場合がある。もっとも、客観的にどういう場合であれば免除し得るか、事業者の資力がどの程度乏しければ「正当な理由」に該当するかといった点は、線引きが難しいが、立法等でそのあたりを明確化できれば望ましいのではないか

(参考)「正当な理由」に関するガイドラインの記載等

(参考)

- (法第14条の)「正当な理由がある場合」とは、簡易確定手続の開始の申立てをする必要がないような場合をいい、例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始申立義務を負う場合において、いずれかの特定適格消費者団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた場合などが考えられる(「一問一答 消費者裁判手続特例法」(消費者庁消費者制度課編))
- 法第25条第1項に規定する「正当な理由がある場合」とは、通知により対象消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者全体の被害回復が図られた場合や、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となった場合などが該当する(特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(令和3年5月15日改訂))

検討事項② 申立期間の柔軟化

検討事項②

申立期間について、どのように考えるか

検討のポイント

- 検討事項①の二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合との関係も踏まえ、申立期間を柔軟化する方策について、どのように考えるか（現行法上、申立期間は、1月とされ、これは不変期間※とされている）

（例）申立期間を3か月とする

※不変期間とは、法定期間（○日、○月等、法律がその長さを決める期間）のうち特に法律が「不変期間」と明定する期間をいい、不変期間とされた期間については、他の通常期間とは異なり、裁判所が自由に伸縮することは認められない

【関係する主な意見】

- 申立期間1か月は短い。団体の理事会は通常月1回の開催。申立義務を柔軟化して団体に判断するとなると慎重な意思決定が必要になり臨時の理事会を開くにしても限界がある
- 申立期間を伸ばすとして、どの程度がいいかというのは難しいが、確たる根拠があるわけではないものの、例えば3か月という期間も考えられるのではないか

検討事項③ 関連する手続との関係

検討事項③

検討事項①の場合について、通知・公告義務が免除される場合、授權契約を拒絶・解除できる場合においても同様に考えるべきか

申立義務と関連する制度

- 消費者への通知・公告義務を免除する「正当な理由」がある場合（法第25条、同26条）
- 消費者との授權契約を拒絶し、あるいは解除し得る「やむを得ない理由」（法第33条）

特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（令和3年5月15日改訂）

4. 被害回復関係業務等

ア 法第33条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」の具体的内容

法第33条第1項及び第2項は、対象消費者に裁判所の判断を得る機会を保障する観点から、「やむを得ない理由」があるときに限って簡易確定手続授權契約の締結を拒絶でき、又は解除できる旨を定めていることからすると、「やむを得ない理由」とは、裁判所の判断を得られずともやむを得ないと考えられる場合に限定される。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 授權をする者が、授權をするのに必要な書類や簡易確定手続授權契約書を提出しない場合
- ② 授權をする者が、簡易確定手続申立団体が定めた本ガイドラインに適合する報酬及び費用の負担を拒否する場合
- ③ 簡易確定手続申立団体が定めた授權期間が合理的である場合において、その授權期間を経過したとき
- ④ 簡易確定手続申立団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、当該簡易確定手続申立団体が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該簡易確定手続申立団体が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、授權をする者が了解しない場合
- ⑤ 授權をする者が反社会的勢力であり、その活動の一環として授權をしているなど、不当な利益を得るために授權をしようとしていることが明らかな場合
- ⑥ 授權をした対象消費者が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない、授權をした対象消費者との連絡がとれないなど、簡易確定手続申立団体の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合

その他

第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項

基本的な方向性

- 届出消費者に関する情報に関して、少なくとも、簡易確定手続において届出消費者に関する情報を原則として何人も閲覧可能としている取扱いを見直す必要がある
- 消費者への金銭の支払方法については、実体法の観点や現実の対処の手法等を踏まえ、さらに検討する

検討事項

- ① 簡易確定手続における記録の閲覧謄写の在り方について、どのように考えるか。また、その他に現時点で検討すべき点はあるか
- ② 消費者への金銭の支払方法(振込手数料の負担を含む)について、特段の規定を設けるべきか

検討事項① 簡易確定手続における記録の閲覧謄写(1)

検討事項①

簡易確定手続における記録の閲覧謄写の在り方について、どのように考えるか。
また、その他に現時点で検討すべき点はあるか

検討のポイント

- 具体的な方策について、どのように考えるか

(例)・閲覧の主体を当事者及び利害関係人に限定する

※この場合、対象消費者相互の関係は基本的に利害関係にないと考えられるか

- ・閲覧制限に関する新たな規律を設ける

検討事項① 簡易確定手続における記録の閲覧謄写(2)

【関係する主な意見】

- 二段階目参加消費者の情報がカモリストにされる懸念がある
- 二段階目(簡易確定手続)の参加消費者の情報は、訴訟資料公開の利益が小さく公開の必要性がないので、閲覧制限や閲覧主体の制限を広く認めるべき
- 閲覧制限の判断を裁判所に委ねるのではなく、当事者・利害関係者のみに必要な部分のみの閲覧を認めるよう制度的手当てをすべき
- 閲覧制限の「重大な」要件を削除するという対応が考えられる
- 現行法は民訴法の準用になっているが、倒産法には特則があり、利害関係者のみ閲覧できるとされている。二段階目は倒産手続と同様、集団性があり、公開の法廷での審理が想定されていないので倒産法と同じでよいのではないか
- 多数の消費者(被害者)が破産債権者として関与した破産事件において、自ら債権者として手続に参加した者が、他の破産債権者のリスト(被害者リスト)を入手して名簿屋に売却するという事例も出てきている
- 簡易確定決定に異議が申し立てられて訴訟に移行した場合は、訴訟手続である以上民事訴訟法が直接適用されることになるので、少なくとも訴訟の当事者となっている消費者については、その情報が訴訟記録となり、それが一般的に閲覧可能となることを避けることは難しい。もっとも、従来の簡易確定手続における届出消費者のリストなど、当該訴訟の当事者となっていない消費者の情報が、異議後の訴訟の訴訟記録に含まれ得る場合^(※)には、それについて閲覧制限の仕組みを新たに設ける必要があるのか否かという論点も検討する必要があるのではないか

※ 簡易確定手続における対象消費者全体の情報が含まれる文書等が、異議後の訴訟の訴訟記録にも含まれ得る(債権届出書(法第30条第2項)や簡易確定決定書(法第44条第3項)等がそのまま引き継がれる可能性、書証が改めて提出される可能性等)

(参考) 事件記録の閲覧制限に関する他の法制度

手続の種類	閲覧等の主体	請求先	閲覧対象	更なる制限
手形小切手訴訟 少額訴訟 支払督促 (民事訴訟法91条)	何人も(謄写は当事者・利害関係を疎明した第三者のみ)	裁判所書記官	訴訟記録	当事者の申立てによる秘密保護のための閲覧等の制限 (法92条)
非訟事件 (非訟事件手続法32条)	当事者・利害関係を疎明した第三者	裁判所書記官(裁判所の許可が必要)	非訟事件の記録	(裁判所による許可の要件) 【当事者の申立て】 裁判所は、原則としてこれを許可しなければならないが、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可しないことができる (法32条3項) 【第三者の申立て】 裁判所は、相当と認めるときは、これを許可することができる(法32条4項)
破産手続 (破産法11条)	利害関係人	裁判所書記官	裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書等	管財人の申立てによる支障部分の閲覧等の制限 (法12条)
労働審判 (労働審判法26条)	当事者・利害関係を疎明した第三者	裁判所書記官	労働審判事件の記録	当事者の申立てによる秘密保護のための閲覧等の制限 (法26条2項による民事訴訟法92条の準用)

検討事項② 消費者への金銭の支払方法

検討事項②

消費者への金銭の支払方法(振込手数料の負担を含む)について、特段の規定を設けるべきか

【関係する主な意見】

- 消費者が団体に支払う報酬等まで視野に入れると、事業者から消費者に直接支払うだけだと消費者から団体への支払手続きが生じるので、決済の回数は減らせない。事業者から消費者と団体にそれぞれ直接支払えるようにするなら決済の回数は減らせる
- 振込手数料は債務の履行費用と考えれば債務者負担であると思われる。団体には、消費者の権利を集合してその権利行使を代理しているという側面があり、また、債権債務が確定した後にそれを支払うという債務の履行をまとめて法的に委託しているという側面もあるため、これらの点を手掛かりに検討することができないか
- 事業者から消費者に直接支払うことが適当な場合もあるが履行確保の問題もある。和解で対応すべきであって支払方法をデフォルトルールとして定めるべきではない

(参考)特例法上の規定

(共通義務確認の訴え)

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次に掲げる請求(これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。)に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一～四(略)

(簡易確定手続における和解)

第三十七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。